

第九條ニ左ノ一項ヲ加フ
前項第ニ号ノ場合ニ於テハ二週ヲ先テ為スルコト
但シ期間ノ先テ為ス能ハサル場合ニハ其期間ニ相當ノ給料ヲ支給スル
モノトス

(三月二十日報)

大正十一年三月十九日
二十日

(大阪府)

大電労働争議續報 (第八報)

一 電業職員組合ニ於テ協議ノ結果十七日ヲ罷業ヲ為スニト、決定シ
各支部ニ通知セシメ今日ハ各支部管業所ヲ通ジテ約六十名ハ
四罷業ニテ令組合本部ノ協議會ニ参加セリ然レ共一般ハ平常ノ通リ
従業ニシテアリ、右協議ノ結果明日(十九日)定休日ヲ利用シテ淀川堤防
附近ニ於テ帶掛運動會ヲ開催スルコト、セリ、所轄署ハ之ニ対シ、演説ヲ
為シテ、組合員以外者ノ参加ヲ許ササルコト、飲酒セザルコト、行列ヲ為ササルコト
等ノ制限ヲ加ヘ許可シタリ、
二 運動會ノ状況